

**「協会賞」の審査にあたっての
協会賞審査委員会および東西合同役員会での申し合わせ事項**

2006年度第1回東西合同役員会承認
(2006年9月6日開催)

1 推薦に関する基本事項

- (1) 協会賞は、私立大学図書館協会協会賞授与規程第3条に規定の各部門において、顕著な業績を残した者、大学図書館の向上発展に顕著に寄与した者、本協会の活動に多大の貢献をした者に対して、個人、団体を問わず授与される。

ただし、「個人」とは、本協会加盟図書館に属する職員をいう。また、「団体」とは、本協会加盟図書館そのもの、および、本協会のもとにある地区部会、地区協議会、本協会関係の委員会、または、本協会加盟図書館に属する職員が中心となって構成する研究活動や調査活動などを行う組織体をいう。

なお、組織体を構成せず、複数名が共同して活動し研究・調査に業績があった場合は、「個人」として扱う。

[規程第1条関連]

- (2) 推薦の受付期間は、毎年10月初旬に会長校の図書館長名で各加盟大学図書館長宛に案内があった日から、会長校が定めた所定の期間内とする。

会長校は推薦を受理したものにつき、審査委員会委員長と連名で審査委員会の会議を招集する。

[規程第4条、第6条関連]

- (3) 推薦の日から当該年度末までに退職を予定される者についても、被推薦者となることができる。ただし、推薦の時点で既に退職している者については授与の対象としない。

なお、審査委員会の所管事項ではないが、審査委員会が採択を可とする答申を行ったのち、役員会が授与を決定した日から表彰を行う当日までの間に死亡した者にも協会賞を授与されるものとする。

[規程第1条、第4条関連]

- (4) 推薦の書式は問わないが、A4判横書きとする。

審査は、推薦の書面および添付されている資料があるときはその資料を含めて、書面による審査を原則とする。従って、どの部門による推薦であるのか

明記のうえ、どのような特徴的な事象があるのか、本協会に対してどのような多大の貢献があったのか等が、それぞれ具体的に記されているものとする。

また、それぞれの業績、寄与、ならびに貢献の内容を補いまたはそれらを裏付けるのに足りる本人あるいは推薦者からの参考資料を添付されていることが望ましい。

[規程第1条、第3条、第6条関連]

2 審査に関する基準(目安)

当面、下記の「採択可否のポイント」および過去の審査における採択の状況をもって今後の判断基準とし、かつ、推薦されるときを目安に資することにする。

(1) 規程第3条の第1部(図書館学の研究・調査業績)

採択可否のポイント

- (ア)画期的な創意がみられること。そのノウハウが各加盟館において多大に生かされることが想定されるものであること。建造物にかかわる内容の場合も同様とする。
- (イ)研究活動が長年にわたっている場合、その成果が集積され推薦年度に評価できる一定の成果がみられること。
- (ウ)過去に複数論文を発表していて、推薦年度において発表された論文が同種のテーマであり、かつ、その内容がユニークなうえに将来に対して示唆に富んだものであること。
- (エ)調査業績の結果が、多くの大学図書館において参考に資せると思料できること。
- (オ)ハンドブックのように世に出ることによって、各種図書館殊に大学図書館において大変役立つものと思われること。

なお、刊行物または論文が当該推薦にかかるとき、これが本協会の研究助成を受けて刊行または掲載されている場合であっても協会賞の授与対象とする。

参考 過去の受賞対象・・・〔 〕内は受賞者、()内は受賞年度を示す。

- ・ 「図書館年表私案」〔岡山理科大学・佐野捨一〕(1972)
- ・ 「慶應義塾図書館史」〔慶應義塾大学・伊藤弥之助〕(73)
- ・ 「大江文庫目録 江戸時代篇」〔東京家政学院大学・吉井始子〕(74)
- ・ 「京都産業大学における図書館業務の機械化」〔京都産業大学・荒木雄豪ほか〕(74)

- ・ 「対外交渉史文献目録 - 近世篇」〔京都外国語大学附属図書館〕(77)
- ・ 「日本大学経済学部図書館雑誌目録 1978年3月現在」〔日本大学経済学部図書館〕(79)
- ・ 「文化女子大学図書館所蔵 西洋服飾関係欧文文献解題・目録」〔文化女子大学図書館〕(80)
- ・ 「全国高等教育期間図書館における資料選択・収書事務・書店 = 図書館関係調査」〔慶應義塾大学・渋川雅俊〕(81)
- ・ 「摂津国嶋上郡高浜村家文書目録」等5編の近世文書目録の編纂、および「江戸書状その1 - 3」の翻刻による、大学図書館近世文書業務の業績〔大阪芸術大学・小西愛之助〕(82)
- ・ 「古典逍遙 - 神奈川大学貴重書目録 - 」〔神奈川大学図書館〕(86)
- ・ 「幕末・明治のメディア展」の開催および同目録の編纂刊行〔早稲田大学図書館〕(87)
- ・ 「慶應義塾 高橋誠一郎浮世絵コレクション 広重東海道五十三次八種四百十八景」の編纂〔慶應義塾大学・白石克〕(88)
- ・ 「入野義朗書誌」「池内友次郎書誌」等をはじめとするこれまでの一連の継続的な書誌索引作成活動〔国立音楽大学附属図書館〕(88)
- ・ 「日本端末研究会関東地区部会の研究活動および機関紙『オンライン検索』の定期的刊行」〔日本医科大学・殿崎正明、ほか〕(89)
 - * 本件は、本協会創立50周年記念懸賞論文賞金を含み授与。
- ・ 「早稲田大学図書館史 - 資料と写真でみる100年」および「早稲田大学図書館蔵資料図録」の編纂・刊行〔早稲田大学図書館〕(90)
- ・ 「海外JLLハンドブック」の刊行〔慶應義塾大学・石黒敦子、早稲田大学高橋昇、ほか〕(94)
- ・ 図書館学の著述による顕著な業績〔慶應義塾大学・渋川雅俊〕(95)
 - **本件は、下記(2)の同氏の「本協会へ寄与した顕著な業績と図書館学および大学図書館の向上発展に寄与した経営管理的業績」を含めて採択されたもの。

(2) 規程第3条の第2部(経営管理業績・協会活動業績)

採択可否のポイント

規程第3条第1項第(4)の3にかかる、本協会への貢献に関する審査のポイントは、下記の条件を全て満たしている者とする。

(ア) 本協会加盟図書館で30年以上の勤務者。

(イ) 前項の期間において、1. 本協会が設置する委員会または過去に設置していた委員会の委員の任期、2. 本協会が委員を派遣している委員会または派遣していた委員会の委員の任期、および3. 会長校または地区部会長校の会務において中心的役割を果たした期間の全てを通算して15年以上となる者。

ただし、地区部会および地区協議会が設置している委員会の任期は含めないものとする

(ウ) 前項の期間の活動において、リーダーシップを発揮して大学図書館の発展に貢献したことが顕著であった者。

なお、上記(イ)および(ウ)の貢献が通算15年相当であっても、勤続が30年に満たない者の場合は、審査委員会はその採択を否とするが、審査委員会が審査の付託を受けず、役員会において特別の表彰を議決された場合は、この限りではない。

また、規程第3条第(4)の1並びに同(4)の2の部門については、上記2(1)に準じて判断するものとする。

参考 過去の受賞対象…〔 〕内は受賞者、()内は受賞年度を示す。

- ・ 本協会へ寄与した顕著な業績と図書館学および大学図書館の向上発展に寄与した経営管理的業績(慶應義塾大学・渋川雅俊)(95)

*** 上記(1)の**印の箇所を参照のこと。

以 上